

務	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			
(令和7年12月末まで有効)			

生 企 第 3 6 5 号
(人 安)
令 和 6 年 1 2 月 2 5 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年における青森県警察犯罪抑止対策の推進について

みだしについては、下記のとおり警察本部指定抑止対策強化罪種等を指定した犯罪抑止計画を策定したことから、所属職員に周知徹底し、実効ある犯罪抑止対策を推進されたい。

記

1 犯罪抑止計画の概要

(1) 抑止目標

刑法犯認知件数を前年以下にする。

(2) 警察本部指定抑止対策強化罪種等

ア 特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺

イ 鍵掛けの励行により抑止が期待できる窃盗(自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗)

ウ 万引き

エ 子供や女性を対象とする声掛け等の脅威事犯

(3) 犯罪抑止計画

別紙1「令和7年青森県警察犯罪抑止計画」のとおり。

2 犯罪抑止対策の推進にあたっての留意事項

(1) 効果的な犯罪抑止対策

ア 犯罪情勢の的確な分析と効果的な犯罪抑止対策

実効ある犯罪抑止対策を推進するためには、近年の犯罪情勢を比較・分析し、各警察署の犯罪等発生状況に応じた問題点を検討した上でより効果的な施策を行うことが不可欠である。

また、刻々と変化する犯罪情勢に柔軟に対応する必要があることから、関係課等との情報共有を密にし、真に効果的な犯罪抑止対策に努めること。

イ 効果の分析と不断の見直し

担当者はこれまで実施した対策の具体的な効果の把握に努め、その分析結果等を踏まえて、より効果的な対策となるよう、対策の具体的手法（実施場所、時間帯、手段等）について不断の見直しを確実にを行い、安易な前例踏襲にならないよう留意すること。

ウ 関係部門の連携による検挙・抑止一体となった対策

犯罪情勢の分析結果については、取締り担当部門と抑止対策担当部門が情報を共有し、検挙と抑止対策が一体となった効果的な対策を推進すること。

(2) 街頭活動等の強化

ア 積極的な街頭活動

地域警察官の制服による立番、警ら、巡回連絡及び職務質問等の街頭活動は、犯罪を犯そうとする者への警告や住民の安心感の醸成にもつながることから、制服警察官の姿やパトカーを見せる活動のほか、積極的な声掛けや職務質問などを取り入れた効果的な街頭活動の推進に努めること。

また、制服を着用し街頭で活動を行う際は、支障の無い限りにおいてパトカーの赤色灯点灯による警戒走行や犯罪多発地域における街頭監視活動等の励行に努めるなど、犯罪抑止に資する活動の促進に配慮すること。

イ 効果的な防犯指導

地域住民等に対する防犯指導に際しては、犯罪の発生状況や防犯対策を講ずる上で参考となる具体的な防犯情報について、提供する対象者の性別、年齢等を勘案しながら、より効果的な指導となるよう工夫すること。

ウ 積極的な指導・警告

子供や女性を対象とする声掛け等の脅威事犯など、凶悪犯罪の手段となり得る行為や迷惑性の高い行為等については、検挙になじまない場合であっても、その内容に応じ、積極的な指導・警告を行うとともに、関係部門との情報共有を行い、被害の拡大防止や事後の捜査等に活用されるよう配慮すること。

(3) 多角的かつタイムリーな情報発信活動

情報発信にあたっては、関係機関・団体、事業者、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携の上、それぞれのネットワークを活用した広報啓発のほか、広報啓発に活用可能なイベントの把握に努めるとともに、青森県警察防犯アプリ「まもリン」やX(旧:Twitter)、Instagram、YouTube等SNSの広報媒体を活用するなど、多様な媒体を用いて訴求力のある情報発信をタイムリーに実施すること。

(4) 地域住民等と連携・協働した活動

ア 官民が連携した総合的な対策の推進

官民が連携した総合的な対策が推進できるよう、いわゆる警察協力団体のみならず、依存することなく、防犯活動とは直接関係がない団体や事業者等に対して、防犯CSR活動を働き掛けるとともに連携した活動を行うなど、より広範囲な連携・協働を図ること。

イ 自主防犯活動の促進

地域住民等へのタイムリーな犯罪情報等の提供、防犯ボランティア団体等に対する研修会の開催や活動環境作りへの支援、コンビニエンスストアや商業施設等の犯罪被害の対象となりやすい事業者に対する防犯対策に関する助言・指導等を積極的に推進し、地域住民や事業者等による青色回転灯等を装備した車両の活用や見守り活動など自主防犯活動の促進を図ること。

ウ 少年の規範意識の向上

少年の規範意識の向上を図るため、学校等の教育機関や少年警察ボランティア団体等に対して非行情勢や非行要因等について幅広く情報発信するとともに、立ち直り支援による非行少年の再非行を防止すること。また、少年が犯罪の被害に遭わないための広報啓発活動や犯罪実行者募集情報（いわゆる「闇バイト」）に応募するなどして犯罪に加担することを防止するための広報啓発活動も併せて実施すること。

エ 高齢者に対する防犯指導

特殊詐欺については、令和6年は高齢者が被害者の約3割に減少したものの、万引きは、検挙人員に占める高齢者の割合が約半数を占めていることから、巡回連絡等の個別訪問による広報啓発活動のほか、高齢者に関連する機関や団体と連携し、高齢者が犯罪の被害者及び被疑者にならないための広報啓発活動を推進すること。

オ 技能実習生等に対する防犯指導

外国人技能実習生や本県を訪れる観光客等が増加していることから、関係事業者等と連携し、防犯講話の開催、外国語による広報用チラシ等を活用した防犯指導を実施すること。

(5) 防犯カメラの設置促進

防犯カメラの設置箇所数については、第6次青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画(2024~2028)(以下「第6次推進計画」という。)の個別目標として掲げられている。

防犯カメラは、犯罪の未然防止に極めて有効なものであることから、自治体、防犯ボランティア団体、町内会、事業者等に働きかけ、設置促進を図ること。

(6) 青森県警察防犯アプリ「まもリン」の普及促進

「まもリン」のダウンロード数については、第6次推進計画における個別目標として掲げられている。

多くの世代でスマートフォンの普及が進んでいる現状を鑑みると、迅速な情報発信の手段としてアプリケーションは極めて有用であることから、あらゆる警察活動での「まもリン」の普及に努めること。

3 警察署における犯罪情勢の分析結果及び犯罪抑止計画の報告

- (1) 各警察署にあっては、警察本部指定抑止対策強化罪種等を分析の上、計画を策定して実効ある犯罪抑止対策を推進すること。
- (2) 令和6年警察署指定抑止対策強化罪種等を指定している警察署にあっては、指

定した罪種についての検証結果を報告すること。

- (3) 各警察署にあつては、令和5年と令和6年の各種事件受理簿等を確認し、発生件数や時間、場所を確認するほか、警察安全相談や事案取扱い等を通じて把握した住民の意見・要望、農作物盗難などの社会的反響が大きい罪種等についても考慮した上で、各警察署の実情に応じた令和7年警察署指定抑止対策強化罪種を指定すること。
- (4) 上記については、別紙2の「犯罪情勢の分析及び対策」にて令和7年1月24日（金）までに犯罪抑止対策係宛にメールで報告すること。

担当：生活安全企画課
犯罪抑止対策係

※別紙省略